

近江国大浦の浦法と幕府権力

蔵持重裕

はじめに

明和五年（一七六八・九）にかけて、膳所藩領近江国浅井郡大浦村の船問屋・舟年寄と「浦無」船持勘兵衛以下五人（以下五人衆と記す）との舟浦相論があった。

これに関してはすでに萩原龍夫氏が、「湖北大浦の舟浦争論（上）（下）」において詳細な経過を述べられている⁽¹⁾。

萩原の狙いは、隣接する菅浦に比して、大浦に関する研究がほとんど無いところから、中世大浦を展望するとともに、大浦の蓮敬寺所蔵「蓮敬寺文書」を用いて、近世の大浦湊にかかわる舟運の様子を明らかにすることにあつた。

具体的には、①中世・近世初期の大浦を概観、②一向宗寺院の海津・塩津・大浦の結びつきの概観、③貞享・明和期の舟浦争論を紹介しつつ、天明期（一七八一〜）には琵琶湖水運は日本海海運に押され衰退、それとともに問屋と船持の対立も表面化しなくなる状況を描き、舟運と村落への影響を明らかにした。

そして、特に明和の舟浦相論を念頭に結語として、「争論は湖上水運の旺盛な時期にははげしくくりかえされ、船持ち仲間の勢力の上昇とともに、大津代官所の微妙なありかたを示すようになり、問屋の統制に動揺を生じさせました」と結んでいる。

研究の空白である大浦の中世・近世初頭の様子を湊の利用と舟運をめぐって明らかにし、琵琶湖水運の趨勢を示した成果は大きい。とりわけ、舟年寄・問屋側と大津代官所の煩雑なやりとりを詳細に紹介した点は労作といえる。

筆者が問題としたいのは、萩原氏が「大津代官所の微妙なありかた」と評した代官所役人（幕府官僚）の訴訟吟味過程における対応とその思考である。なぜなら、萩原氏が代官所の対応を「微妙」と評したのは、氏だけではなく、執筆当時この代官所の態度について歴史の中で評価しきれなかったのではないか、あるいは避けたのではないかと思うからである。萩原論文より以前だと思われる平凡社の『日本歴史地名体系 滋賀県』、角川書店『日本地名辞書 滋賀県』での大浦村の解説は、ほとんど同文であるが、大浦を概説した上で、貞享二年の舟持ちでない七人と舟年寄との相論には触れているが、明和の相論は取り上げていない。その事を見ても、明和相論が評価しにくい相論で、萩原氏のように代官所の対応を「微妙」とせざるを得なかったと思われる。しかし、後述するように、この相論での舟年寄りと幕府代官の主張は相互に一貫しており、それだけに両者の了解点が得られないのであるが、幕府代官・吏僚の態度は明確である。したがって、「微妙」以外の評価も可能と思うのである。以下、明和の相論を取り上げ検討してみたい⁽²⁾。

一、中世末・近世初期の大浦湊の管理運営

まず、大浦村を概観しておく。大浦は近江国浅井郡に属する。琵琶湖の最北端の湊のある村である。古くから、坂本・大津から湖上を舟で北陸道へ抜ける交通の要衝であった。また、逆に北陸の物資が坂本を経て京都に運ばれるという幹線ルートのもう一つの湊であった。古代・中世では長久二年（一〇四一）以降、寺門派の円満院領の大浦荘としてあった。有名な菅浦はその荘内の一名であり、大浦雜掌がこれを竹生嶋に寄進したという。菅浦との長期の境相論は著名である。

戦国期には一向宗の拠点であった。本稿で使用する「蓮敬寺文書」を所蔵する蓮敬寺もその一つであり、舟年寄であった。近世では、村高一千石ほどで、膳所藩本多氏領であった。

大浦の生業の核である船運の基地である湊は問屋によって運営されていた。浦の管理運営の構造を確認しておこう。

【史料】享保十二年（一七二七）九月大浦問屋 覚（舟論 三八号）

覚

一、大浦海道湊の儀、慶長年中に、海津より大浦江、北国往還上下荷物等、通路致させ申す間敷と申すに付き、大浦谷九か村、板倉伊賀守様へ御願い申し上げ候所に、北国往還、上下俵物荷物通路仕り候様に、駿河御城に於いて、東照大権現様より御赦免（略）

一、慶長年中、御開基、下し置成させられ候節、当村問屋座六軒、舟浦の儀も問屋六軒にて相勤め申す筈に相極め、恙無く相務めたり申し候、只今にては、問屋減少仕り候え共、問屋座は六軒にて御座候

一、当村に丸船望の者には、各浦を貸し、丸船遣わさせ申す儀に御

座候、若し、浦法に相背き申す者には舟浦貸し申さず（略）

一、当浦に舟浦所持は、問屋座の外に、拾石積みにも一艘も成し申さず候御事（略）

この覚によれば、慶長年間（一五九六～一六一五）に、海津との海道相論で大浦は勝訴し、北国往還の運送通行権を得た。荷扱いであろう六軒の問屋座、船着場の舟浦も六軒の問屋の管理であった。問屋は元和・延宝・天和期（一六一五～八四）あたりで、行空・蓮敬寺・目右衛門・佐助・藤七郎・新六などである。享保（一七一六～三六）のころには、助左衛門二株・蓮敬寺三株・孫兵工となっていた。

この問屋（舟年寄りともいう）の権能は、浦を所持しており、浦を貸し、舟の着岸・係留・荷物の積み込みの差配をしていたらしい。また、船持（船頭）の浦利用者は毎年八月に一年借浦利用証文を問屋に出すことになっていた。

係留の舟数、つまり船持の人数は、近世を通じて十一～十三名の間を推移している。かれらは問屋・舟年寄りの浦利用の許可を得て、運送業をしていた。船積みは「ともおり」と称する帳面があつて、これは着岸順を記したもので、その順番に舟積み、回漕したという。³⁾

二、問屋、舟持ちの対立

この問屋・舟年寄と村や船持仲間との対立は十七世紀初めころからあった。近世の初めから舟年寄は村方・舟持と矛盾を抱えていたのである。

以下、簡単に紹介しておく。

(a) 元和元年（一六一五）

（舟論 四号）

大浦浜・「惣谷中百姓衆」（村方ということか）が大浦問屋の年貢負担額を一軒につき二六石と決めていたが、問屋はこれに応じないと、また五人のうち三人は何ら役儀を勤めないで谷中の牛馬荷物を一円に問屋にも申しつけてほしいと村上三右衛門に訴訟。

(b) 貞享二年（一六八五）

（舟論 十一号）

大浦舟持惣中が、舟年寄、とりわけ佐助・助左衛門が「舟積み番口積み破り」、すなわ船着きは「ともおり」＝着岸順という原則を勝手に破り、その外、勝手ことが多いので元の通り遵守するよう、舟奉行芦浦観音寺に訴訟。

(c) 享保二十一年（一七三六）

（舟論 四二号）

舟年寄が、小舟持ちの権吉親子に孫左衛門浦を貸し与えたところ、船持で「浦なし衆」七人がこれに反対し、彼らを舟仲間には入れない旨同心。年寄は「当村に田地も、所持仕らず、渡世の為に船を望み候へば、浦を貸し俵物荷物等運送致させ候様、古来よりしきたり申し候」なので七人衆の態度は許せず御奉行よりお叱りを要請。年寄は「敦賀辺北国筋江州八幡辺までも、運送容易の湊と相聞へ候へば末々当浦繁盛」と貸し付けの正当性を主張。

以上のように、舟年寄りは何かと村や船持ち仲間ともめ事があつた。幕末に行くに従って、大坂に直行する日本海海運に押され、湖上舟運は衰退していく中で、一層その矛盾は深まったと思われる。

さて、叙上の相論は全体としてはなお、舟年寄りに有利に結末を迎えたようではある。これらを見る限りでは、特権を笠に、しかし勢力を落としている問屋・舟年寄のわがままと、旧来からの、しかし経済力を蓄え

た船持ちのあいだで、浦の特権と慣習をめぐって矛盾が大きくなってた事情が分かる。後述の明和相論もそうした一環でもあることは間違いない。

三、琵琶湖舟運の管理

なお、既述のように大浦村は膳所藩領であるが、問屋・舟年寄、五人衆共に大津代官に訴訟をして、後述のような展開を示すので、支配関係を確認しておく。

琵琶湖水運は、中世には京都下賀茂社領で、その供祭物を貢納していた堅田がその支配権をにぎっていた。堅田は「湖十二郡ヲ知行致、其成敗ヲ仕」と称した。具体的にはその地理的位置からの関務、上乘権（通行承認権）、造船に力があつたという。そして、織田信長の時代には、その下で堅田の猪飼甚介という人物が舟奉行を務めた。天正十一年（一五八三）に坂本城主浅野長吉は堅田の特権を承認する定書を出している。豊臣秀吉が、大坂城を築き、住するようになり、ここが政治の拠点となるに及んで、近江からの通行は京都への山中越えではなく、大津からの逢坂越えで大坂を目指すのが幹線化した。浅野は坂本から大津へ城を移した。これが天正十四・五年（一五六・七）ころで、当時はまだ小さな湊であつた大津に舟を集める必要が迫られ、浅野は「当津において、舟百艘持ち立て」を命じたのであつた。大津百艘船仲間の成立である。

文禄三年（一五九四）に伏見城の建設が始まると、大津の役割はさらに大きくなった。しかし、舟運における伝統的な堅田の支配権と新興大津百艘仲間との調整はなかなか困難であつたようである。秀吉は滋賀・栗太・蒲生三郡の蔵入地を支配していた代官観音寺詮舜を舟奉行とし、湖上水運を管理させた。この芦浦観音寺の舟奉行は家康時代にも引き継がれ、貞享三年（一六八六）まで観音寺が勤めた。以後は辻弥五左衛門守

誠、金丸又左衛門、石原清左衛門正利が勤め、正徳元年（一七一二）から三年まで大津代官兩宮庄九郎寛長の兼任、正徳三年から享保七年（一七二二）までは大津代官古郡文右衛門年明の兼任、その後享保十一年まで桜井孫兵衛政能、翌年に小野惣左右衛門則正死没のため、同年に京都代官玉虫左衛門茂雅が兼任、享保十三年（一七二八）鈴木小右衛門正興、寛保三年（一七四三）より石原清左衛門正顕が代官と兼務した。したがって、この明和の相論は石原代官の下でのものとなる。

江戸幕府下の大津代官は、その責務が当初から固定していたわけではないようであるが、直轄領の管理、大津町の支配、そして湖上舟運にも関与していた。これには舟奉行がいたわけではあるが、時期によっては兼務などをして勤めたのである。

四、明和相論の経過

以上のような背景、状況の中で、明和の相論が興った。

史料は長文であるので掲載は省略するが、（明和六年 一七六九）丑三月浅井郡大浦舟年寄願い上げ口上書（無年号 十号）、浅井郡大浦村船持・舟年寄・舟持総代、百艘年寄（挨拶人）連署、奉差上済証文（舟論 八十号）、〔明和六年〕舟浦争書置写（舟論 九一号）、〔明和六年〕舟御役所、御召出書置（舟論 九二号）を基に経過を概略する。

なおここでの舟年寄と対立する五人衆とは市右衛門、茂作、勘兵衛、九郎次郎、勘左衛門で、斜体の三人衆は孫兵衛子方で、そもその訴訟の発端を成した当事者である。代官は大津代官所（役人）、地頭とは膳所藩舟役所（人）である。

相論の経過（略号、TⅡ大浦舟年寄の言動 DⅡ代官・舟役所Ⅱ奉行所の言動 GⅡ五人衆の言動）

【第一段階】

明和五年 二月 Tの孫兵衛、三人衆勝手に付き、その家業（舟運）差止める。（舟論 八十号）

同 三月 三人衆、大津百艘年寄にDへの訴訟許可を求める。（舟論 七九）

同 百艘、三人衆へ孫兵衛への侘び、仲介。（舟論 八十）

同 三人衆、Dに訴訟。（同）

? 百艘、Dへ内済を要望、Dは百艘に払い下げ。（同）

四月 T、三人衆に侘び要求、百艘（挨拶人）より申し聞かせ三人衆承知。（同）

同 T、Dへ報告。（同）

〈いったん落着〉

【第二段階】

八月 G、例年の一年証文（帳面）に印を拒否（舟論 十）

同 T、GをDへ訴訟、却下。（同）

同? T、地頭（膳所）へ訴訟、藩役人は、Dが取り上げないならば浦法通りを指示。

十月 G Dへ訴訟。

? D、吟味で、Tが地頭の指示との言い分は心得違いと、強要、T押判す。

明和五年

（以下 舟論 九一・九二号）

十月二十日 T、Dへ出頭、地頭へも届け。

十月二十一日 T同上。

二十三日 T、Dへ返答書出す（八六号）、地頭にも事前
前に届け。

二十六日 T、Dへ同上出頭。

十一月一日 T、Dへ同上出頭。

二日？ T、地頭に状況報告。

T、百艘大舟年寄り川口氏に相談、氏はDの大島に内意で働きかけ。

（大島談、Tは①敗訴し追放されると居所がなくなるので不憫と）。

三日 川口氏、Dの服部に早々の吟味要請。

四日 T、Dへ出頭。

T村方での（内済）五人衆の引き取り要請。

DはTに②一年切り契約破棄指示。

T③一年切りは浦法第一で拒否。

五日 Tの助左衛門一人出頭。

D役人の北出喜八が一年切り撤廃を指示。

T助左衛門これを拒否、村方（内済）引き取り要請。

D役人服部に替わり、百艘に処置をあづけること、④一年切り撤廃を指示。

T助左衛門、⑤一年切りは浦法の骨と拒否、

村方引き取り要望。

六日 T蓮敬寺病気での名代要望、その折り、Gにも在所に引取を申す旨述べる（村方での扱い要望）。

七日 同上

D村方引取指示、同時に論中（未決）だから⑥Gには舟積許可するようを指示。

T、地頭とも相談し返事すると回答。

Dならば引き取り撤回。

T、地頭に罷る。

八日 T、Dより召し出し出頭。

D奉行所印ある舟の差し止め（Gの舟運のこと）は不届きと言明。

T古来より仕来り、Gは自で留めている旨回答、地頭船方の下知で論中の舟積み禁止だが、

村方に引き取る旨申請。

二十九日 T、D召し出し出頭。

T、着到の報告。

三十日 T、D召し出し出頭。

D、Tに⑦往古証文の提出指示。

T、地頭に出頭、証文など、Dの指示を報告。

二日 T、Dへ証文提出。

四日 T、D召し出しにより出頭。

D村方の証文のみで御公議御印なし、⑧舟浦所持は不当と主張。

T往古の訳、近隣の例、村方は問屋にかかわらずと回答。

D⑨一年切り契約撤回を指示、ただし証文は毎年取で可とす。

(この間)

百艘年寄、Dの諮問に答え、湖水舟浦、浦々で往古よりの仕来りあり、それ以上の定め、公儀よりの印判なしを回答。

五日

T、Dに出頭昨日の回答。

T⑩一年切りでなくば永証文となり、これはできない旨回答。

Dそれは不見、「所持浦」印判なくては浦持は不成立、⑪一年切りを除き浦貸しせよ。

T、Dへ申すべき筋ではないが、一年で契約を切る訳ではないと約束しても良い。Gの「村惣中の浦」説は偽り、庄屋肝入りを証人に控えさせている、また地頭はGは地頭役所が不届者と断定、浦貸し禁止を指示さる、と言上。D、Gを呼び出し、申し聞かすと言明。

T、地頭表の処置であるので、TがGの反論を聞く要なしと回答。

D、Tに口書き提出命ず。舟年寄り・舟浦の儀も地頭の裁定で、Dで覆すことはないが、⑫一年切りはゆずれないと言明。

T、地頭の指示であるのでご勘弁と、回答。

七日

T、D召し出しに出頭。

D、Tの提出の証文に舟の儀なし、海津との出入りのみ、また一年切り証文持参指示。

(十二月) 九日

D、明日申し渡し如何と問う。

T、地頭に提出の写しはもらえずと弁明。

D、地頭の命に従うこと指示、口書き提出命ず。Gに⑬関係の証文提出命ず。

十日

T、D召し出しに出頭。

D、Tに証文を一通にまとめ証言記載を命ず。

十一日

T証文提出。T、地頭所で提出証文の照合。

十二日

T船頭の証文も提出。

十五日

T、D召し出しで出頭。

D一年切り証文は不足(欠分あり)と指摘、T問屋株につく舟株と説明(慣習と回答)。

十七日

D、Tに証文不足分の詳細説明指示。

T、D召し出しで出頭。
D一年切り証文、年により存否不都合、蓮敬寺買取り証文、舟浦儀孫兵工支配不得意、口書き提出指示。

T、地頭からの証文に付き口書きは出来ずと回答。

D、⑭Gの舟の差し止めをやめれば、一年切れを認めても良いと言明。

T、地頭からの指示なので勘弁を、Dの御威光でもGには貸さずと言明。

D役人「むごい」と慨嘆。

二十三日

T、D召し出しで出頭。

D、Tに來春の出頭指示。

一月十八日

T例年通り年始に出頭、扇子出すも返さる。

十九日

T、D召し出しで出頭。

D、Gの名前ある証文のみを提出命ず。

二十日 T、D 召し出して出頭。

D、D 蔑如と T を叱声、T は⑮往古は家來を舟遣いさせたか詰問。

(一年切り証文を出している者と出さない者との差異を疑念か)。

T に⑯証文無き者のリスト指示。

二十一日 T 出頭

初年証文、一年切り証文、提出、証文は火事で紛失もありと言上。

D、T の対応非難。

二十二日 T、D 召し出して出頭。

D 口書、八月に差し戻したはず、提出可では？

T、地頭に提出したので問合わせ、膳所役人から浦法通りにと指示、と言上。

D、その役人名を教えるように T に指示。

T 一年切り証文、十一通提出。

二十三日 T、D 召し出して出頭。

D、地頭に願ひ、浦法通りに取り上げ申すべし。

二十五日 T、D 召し出して出頭。

D 勘兵衛・勘左衛門印形相違不信

T 口上書提出。

二十六日 T、D 召し出して出頭。

D、G 召し出し指示、証文不足分詮議。

T 火事での紛失、粗末で紛失と言上。

D 不埒と、「浦法の事は御公儀御掟同様の事

に候、国法又は村法、浦法と申す物に候へば取申さざる事はある間敷候」と言明。

二十八日 T、D 召し出して出頭。

D ⑰貞享以来の訳合い書提出命ず、同時に、京都所司代への訴訟の牽制、不埒なまま言い分通りに裁許した場合のリスク恫喝。

来月六日判決と言明。

二十九日 T 出頭、訳合書提出。

二月一日 T、D 召し出して出頭。

D ⑱貞享の出入り証文等帳面写し提出命じる、御運上銀、上納銀の様子尋ね、先祖の年貢高など尋問。

三日 T、D 召し出して出頭

D 追って裁許、請印とる。⑲それまで運上の舟があるので G の舟積みを指示。

T、G の舟積み拒否。

D ⑳代官の意に背くと叱声、口書き強制。

T 諸事言上するも却下さる。

五、問答の経過での特徴

以上、明和五年～六年にかけての、問屋・舟年寄りと五人衆の相論の経過を見たが、実際には記録は、幕府大津代官所の役人との問答の経過である。ここからいくつかの要点・特徴を確認しておきたい。

(1) まず、当初、三人衆は代官への訴訟を望んだが、百艘仲間の介入もあって、代官所での訴訟とは成らず、百艘の取りなしで、一旦は和談が成った。これは三人衆が舟年寄りに詫びを入れることであつた。しか

し、この和談は破断する。五人衆が「一年切り」契約への押印を拒否したからだ。

(2)そこで舟年寄りは、代官所へ五人衆を訴訟するが、当初はこの訴は取り上げられなかった。そこで、膳所舟役人へ訴訟したところ、膳所は浦法通りを指示する。

ところが、今度は五人衆が代官所へ訴訟すると、これは取り上げられた。ここから、五人衆の訴、その論点には代官所役人が関心を持ったことを認めねばならない。

では、何故、代官所は五人衆の訴を受け入れたのか。その可能性は、三点想定できる。

i、下線部①で分かるように、どうやら役人は五人衆の処遇にかなり気を遣っているのである。問答の過程でも、下線部⑥⑭⑰で分かるように、何とか今すぐにでも、五人衆の舟運を復活させようとしている。ここから、何か代官所役人と五人衆の間で特別なつながりがあるのではないかと疑念を持つのは、史料九二号の筆者(年寄)が「困窮はいたす間敷もの、公事には金銀沢山に所持致し候もの勝ち申し候」(九二号明和六年 二月三日 記事)と慨嘆するように、また萩原氏も憶測しているように無理からぬところである。しかし、この想定はあまり採用したくない。というのは、推測される同様な可能性と役人との結びつきは、舟年寄り側にもあるはずであるし、それ以上に後述するように代官所役人の主張が一貫性があることの方が注目すべきであると考ええるからである。役人と商人との結託というお定まりの役人像は陳腐であろう。

ii、代官所役人が、五人衆に示した関心が、両者の不正な結託ではないとすれば、役人は五人衆の訴状、その論点に重要性を認め、興味・関心を持ったはずである。ではその主張点は何か。これを五人衆の出した「乍恐奉願上口上書」(舟論 八六号)から確認すると、これには三つの

論点がある。

A、「一年切り」を止めて欲しい。本来舟浦は一カ年限りの借り受けかどうか。

B、一カ年借り受けは、舟年寄りが膳所藩「舟奉行」より裁許を得ているという。それは「浦法通り」というが、その可否、正当性。

C、舟浦は村方一統のものはず、問屋・舟年寄りの私物は不当。

つまり、これらの五人衆主張に代官所は反応を起こしたのである。この中で直接的な論点は舟年寄りの船持衆への浦貸しが一年単位となる「一年切り」の可否であった。その執拗なやりとりは、下線部②④⑨で代官所役人が一年切りの撤回を求めれば、③⑤⑩⑫で舟年寄りはこれは「浦方の第一、骨」と拒否をするという展開である。

しかし、なぜ、代官所役人はこの「一年切り」に固執するのか、ここがこの問答の最大の焦点と思うが、これは後述する。

iii、第三には、代官所役人の縄張り意識、プライドがある。代官所が当初の対応とは異なって、明和五年十月に五人衆の訴を受理した直後、舟年寄りに「地頭よりの(浦法とおりの)指示で、との言い分は心得違」と強要されたことが印象深い。その後の吟味の過程でもしばしば、地頭の対応を気にかけている。もちろん地頭の言動そのものを否定はしていないが、意識していることは明らかである。

以上の論点をめぐって代官所役人は、問題意識を持ち、吟味の場で、舟年寄りに、「一年切り」を破棄させようとしたのである。吟味中、下線部⑦⑫⑬⑭⑮のように証文や帳面の証拠書類の提出を命じているが、これは代官所、舟年寄り双方の言い分がまったく平行線をたどり、審議が行き詰まった上での対応であった。舟年寄りの言い分を切り崩すための手管に過ぎない。

六、代官所役人の認識

以上見たように、実際の相論は、訴人・論人である、五人衆と舟年寄りの対決、直接問答ではなく、代官所と舟年寄りの問答になっている。一体、なぜ、代官所は執拗に「一年切り」にこだわっているのでしょうか。ここが一番の問題であり、役人が五人衆に成り代わっているような「微妙」、奇妙な相貌を呈する所以なのである。

この代官所の本音は下線部⑧と⑩に現れていると思う。

⑧はすなわち、五人衆の素因・論点Cに関わるもので、浦は問屋の支配なのか、村方一統のものなのかと言うことである。なぜなら、この点⁵が、その「一年切り」の論理を支える背景にあるからである。

浦の由緒に寄れば、大浦海道の開闢時、駿府で、つまり幕府から六人の問屋・舟年寄り先祖に御免があつたという。しかし、五人衆が言うのは、「浦は村持ち」であるという。なぜなら、「誰持ち」であるならば「借賃」が取られるはずであるが、今までこれが取られたことがない、したがって「浦は村持ち」であるというのである。もちろん、船年寄りは先⁵の由緒をたてにとり、あくまでも舟年寄り・問屋株のものであるという。

代官所吏僚は、目聡く、この問題の重要性に気づいた。彼らの統治意識の氣に障つたのである。

幕府吏僚は、訴の文面から、また吟味する中で、一層、「一年切り」・浦所持問題と、特定人物が浦を所持、差配するということに違和感を持つようになったと思う。事実上、多くの者に利用されながら、すなわち公的に利用されながら、数人がその支配権を持つ。この体制は、幕府・諸大名所領と分割された体制とは言え、全国的な支配権をも持つ公儀の吏僚としての統治感覚から違和を覚えた、ということではないか。つまり、公的に利用されているものは公のもの、この場合は村の浦とすべき

ではないかと。さらに言えば舟運、公道の利用は公のものであるう、という意識。公は同時に、民、利用者に対して平等でなければならぬという統治意識と言つてもよいかもしれない。

その意識を如実に語っているのが、下線部⑩である。幕府吏僚は「其儀は格別往古は家来筋の者共に舟遣わさせ候故、夫に順じ外々の者共にも賃銭取り申さず候との事、五人の者共よりは、村方の浦にて御座候故、賃銭取り申さず候との申し懸けに候、往古よりの家来筋の者、今に舟遣い居り申すものこれ有り候哉と御尋ね下され候故」とあつて、舟年寄りが今なお領主的な存在の呈を成しているか、その疑念をあらさまにしている。幕府以外には支配者はあつてはならぬ、地頭以外には領主はあり得ないとする認識であるに他ならない。

このように、この相論は幕府吏僚の一種の平等観と藩役人・村の有力者の因習的特権観の対立であつた。また、幕府の統治法と藩・浦の慣習法の対立であつたとも言える。これを、統治者としての「平等」理念のなせる業と考える。もちろんそれは身分制社会の中での被治者階層内の「平等」であつて、身分差や階級差を否定するそれではない。

また、幕府官僚の態度は執拗で強引であつた。ついには、問答無用の断をした。こうした高圧的な態度と「平等」とは一見なじまないかのよう⁵に思える。しかし、実は、この強圧性に平等の施行という事柄の本質が見えたと思う。決して代官所役人―幕府吏僚の態度はおかしなものではない、首尾一貫した統治者であつたのである。

尚、この相論の裁許は不明である。

注

- (1) 『近江地方史研究』近江地方研究会(十七・十八号 一九八三年)
- (2) 史料は刊本『舟寄せ村の歴史』(蓮敬寺開基五百年法要記念執行

委員会 一九九四年)による。史料番号(舟論〇〇号)はこの刊本のもの。なお刊本は文書を読み下しており、本稿もそれに従う。

(3) 萩原前掲、杉江進「近世湖上特権の再検討——「艦折」と「艦折廻船」——」(『近江地方史研究』二九・三〇合併号 一九八四年)

(4) 『新修大津市史 3 近世前期・4 近世後期』(大津市 一九八一年)

(5) 筆者がこうした統治者の「平等」意識を問題にするのは、フランス革命の後半における「平等」の希求と人権宣言が、暴力を招いたとする、遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ』(東大出版会 一九八六年)、関連するハナ・アールレントの革命に関する論述『革命について』(ちくま学芸文庫 一九九五年)、竹田青爾『人間的自由の条件』(講談社 二〇〇四年)などを私なりに受けとめて、権力の理解の一助と考えている事に由る。

(本学名誉教授)